

専決処分第4号

専決処分書

高根沢町都市計画税条例（昭和43年高根沢町条例第4号）の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、専決処分する。

令和8年3月31日

高根沢町長 神林秀治

高根沢町都市計画税条例の一部改正について

1 概要

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布され、都市計画税に係る改正の一部が令和8年4月1日に施行されることから、本町においてもこれに準じ、所要の改正をするものです。

2 改正内容

（1）法改正に伴う引用規定の項ずれを改正するものです。

（附則第2項から第6項まで及び第17項）

（2）バリアフリー改修が行われた劇場、音楽堂等に対する都市計画税の減額の対象範囲を特別特定建築物全般に拡充することに伴い、減額を受けるための申告に係る規定を整備するものです。

（附則第7項）

3 施行日

令和8（2026）年4月1日

高根沢町条例第 号

高根沢町都市計画税条例の一部を改正する条例

高根沢町都市計画税条例（昭和43年高根沢町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 （<u>法附則第15条第13項</u>の条例で定める割合）</p> <p>2 法<u>附則第15条第13項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第13項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第31項</u>の条例で定める割合）</p> <p>3 法<u>附則第15条第31項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第35項</u>の条例で定める割合）</p> <p>4 法<u>附則第15条第35項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第36項</u>の条例で定める割合）</p> <p>5 法<u>附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第40項</u>の条例で定める割合）</p> <p>6 法<u>附則第15条第40項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は4</p>	<p>附 則 （<u>法附則第15条第14項</u>の条例で定める割合）</p> <p>2 法<u>附則第15条第14項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第14項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第32項</u>の条例で定める割合）</p> <p>3 法<u>附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第36項</u>の条例で定める割合）</p> <p>4 法<u>附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第37項</u>の条例で定める割合）</p> <p>5 法<u>附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第41項</u>の条例で定める割合）</p> <p>6 法<u>附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は4</p>

分の3とする。

(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

7 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

17 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第1

分の3とする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

17 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第1

5条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

5条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高根沢町都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。